明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○独立行政法人国立文化財機構に関する省令の一部を改正する省令（**文部科学**八）　一

〔告　示〕

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**七八）　一

○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（**厚生労働**一〇六）　二

○厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を改正する件（**同**一〇七）　二

○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（**農林水産**四八七）　二

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**二三〇）　三

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**二三一）　三

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**六四～六六）　五

○道路に関する件（**東北地方整備局**三四、三五）　五

○道路に関する件（**関東地方整備局**一一〇）　五

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**一一一）　六

○道路に関する件（**近畿地方整備局**六四～六八）　七

○都市計画に関する件（**中国地方整備局**三二、三三）　七

〔国会事項〕

内閣　八

〔官庁報告〕

官庁事項　八

〔人事異動〕

内閣　八

労働　八

〔公　告〕

諸事項　八

官庁
財団関係　八

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八

会社その他　九

省令

○文部科学省令第八号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人国立文化財機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十九日　文部科学大臣　永岡　桂子

独立行政法人国立文化財機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国立文化財機構に関する省令（平成十三年文部科学省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書に記載すべき事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　機構法第十二条第一項第一号の規定に基づく東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館及び皇居三の丸尚蔵館の設置に関する事項 二～十四　［略］	（業務方法書に記載すべき事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　機構法第十二条第一項第一号の規定に基づく東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館及び九州国立博物館の設置に関する事項 二～十四　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。